

電子提供措置の開始日 2025年3月5日

# 第7回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

## 【事業報告】

会社の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

## 【連結計算書類】

連結注記表

## 【計算書類】

個別注記表

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

F I G株式会社

## 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称 (発行決議日)	保有状況 (区分別)		目的となる株式の数 (普通株式)	1個当たりの 発行価額	権利行使期間
2013年新株予約権 (2013年9月11日)	取締役 (監査等委員を除く)	38個 (1名)	15,200株	295,900円	2018年7月2日～ 2043年9月30日
2014年新株予約権 (2014年9月12日)	取締役 (監査等委員を除く)	34個 (1名)	13,600株	338,400円	2018年7月2日～ 2044年9月30日
2015年新株予約権 (2015年9月14日)	取締役 (監査等委員を除く)	76個 (2名)	30,400株	145,600円	2018年7月2日～ 2045年9月30日
2016年新株予約権 (2016年9月14日)	取締役 (監査等委員を除く)	79個 (2名)	31,600株	89,200円	2018年7月2日～ 2046年9月30日
2017年新株予約権 (2017年4月14日)	取締役 (監査等委員を除く)	113個 (2名)	45,200株	123,200円	2018年7月2日～ 2047年5月9日
2018年新株予約権 (2018年8月10日)	取締役 (監査等委員を除く)	572個 (2名)	57,200株	25,400円	2018年9月1日～ 2048年8月31日
2019年新株予約権 (2019年4月12日)	取締役 (監査等委員を除く)	637個 (3名)	63,700株	24,600円	2019年5月9日～ 2049年5月8日
2020年新株予約権 (2020年4月14日)	取締役 (監査等委員を除く)	711個 (3名)	71,100株	19,200円	2020年5月9日～ 2050年5月8日

- (注) 1. 2013年～2017年新株予約権については、株式移転による当社設立に伴い、モバイルクリエイト株式会社が発行した新株予約権に代わって当社が発行したものであります。
2. 新株予約権1株当たりの行使価額は、全て1円であります。
3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1)新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目日が休日当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2)新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。
4. 2021年3月に譲渡制限付株式報酬制度を導入したことに伴い、株式報酬型ストック・オプション制度を廃止し、ストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行っておりません。

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) その他会社の新株予約権等に関する重要な事項

#### 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

社債総額	500,000,000円
社債に付された新株予約権の総数	40個
新株予約権の目的である株式の種類と潜在株式数	普通株式1,204,819株
社債及び新株予約権の払込金額	各本新株予約権付社債の金額100円につき金100円 本転換社債型新株予約権と引き換えに金銭の払込を要しないものとする。
社債の払込期日及び新株予約権の割当日	2024年8月8日
転換価額	1株当たり415円
権利行使期間	2024年8月9日～2027年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格（会社法上の本転換社債型新株予約権の行使に際してする出資の目的となる財産の1株当たりの価額）は、行使された本転換社債型新株予約権に係る本社債の金額の総額を、別記「新株予約権の目的である株式の種類と潜在株式数」欄記載の本転換社債型新株予約権の目的である株式の数で除して得られる金額となる。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (1) 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。 (2) 増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額より本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本転換社債型新株予約権の一部について本転換社債型新株予約権を行使することはできないものとする。
割当先	MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC（マッコリー・バンク・リミテッド）に対して、第三者割当の方法によって行います。

(注) 転換価額の修正条項：転換価額は、2025年5月9日、2026年2月10日及び2026年11月10日に、それぞれの日に先立つ30連続取引日間（但し、取引日は本新株予約権付社債の発行要項第14項第(4)号ハの規定に従って除外されることがあります。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の各取引日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額がその時点で有効な転換価額を1円以上下回っている場合には、転換価額は当該金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額。）に修正されます。但し、転換価額は311円（以下「下限転換価額」といいます。）を下回らないものとし、上記の計算による修正後の転換価額が下限転換価額を下回るものとなる場合、転換価額は下限転換価額とします。

また、本新株予約権付社債の転換価額は、本新株予約権付社債の発行要項に従って調整されることがあります。

なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいい、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含みます。）には、当該日は「取引日」にあたらぬものとし、（以下同じです。）。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

### (1) 役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、企業倫理については、「倫理規程」を制定し、グループ会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。また、当社では、コンプライアンス委員会がコンプライアンスを横断的に統括することとし、同委員会を中心にグループ会社役職員への教育等を行うとともに、定期的に活動状況等を取締役に報告するものとします。
- ②当社は、法律上疑義のある行為等について、実施し又は実施するおそれがある場合、グループ会社の役職員が直接情報提供や相談を行う手段として、社外弁護士及び当社のコンプライアンス委員会を窓口とする内部通報窓口を設置・運営し、相談・通報者の保護に関しては相談・通報者に不利益が生じないような対策を講じます。
- ③当社は、社長直轄とする監査室を設置し、同室が各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告するものとします。
- ④当社は、グループ会社の財務報告の信頼性を確保するため、有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を整備し、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行います。
- ⑤グループ会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持します。また、反社会的勢力及び団体による不当要求事案等の発生時は、業務部総務グループを対応主管部署とし、警察等関連機関とも連携し対応します。
- ⑥監査等委員会は、グループ会社の取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努めます。

#### (運用状況)

- ・当社監査室は、期初に作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の業務活動が社内規程等に準拠して適正かつ効率的に運営されているかを監査し、その結果を報告しています。
- ・反社会的勢力に対する取組みとして、新規の取引先と取引を開始する際は、反社会的勢力及び団体との関係がないことを確認しております。また、契約を締結する際は、当該契約条項に暴力団排除条項を明記するようにしています。
- ・独立役員（社外取締役）を選任し、かつ、取締役会・監査等委員会等を通じて独立役員からの発言が積極的に行われる機会を設けて、監督機能を強化しています。
- ・法令、定款及び社内規程を遵守した職務執行のため、コンプライアンス委員会が中心となり、グループ会社の役職員に対し、定期的に啓発活動や研修を行っております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①会社の重要な意思決定は、株主総会、取締役会、経営会議及び稟議によって行われ、その議事録及び稟議書は、法律及び「文書管理規程」に従い、所定の期間保存します。

- ②取締役が、①に記載の議事録、稟議書及び各文書の閲覧を要請した場合、速やかに閲覧できるように管理します。
- ③当社は、情報セキュリティにつき「情報セキュリティ基本方針」を制定し、グループ会社において情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立します。

(運用状況)

- ・議事録等は所定の期間保存するとともに、速やかに閲覧できるように管理しております。

### **(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社は、グループ会社の想定されるリスク（多額の損失、不正や誤謬の発生等）を未然に防止、若しくは最小限にとどめることを念頭においたリスク・マネジメントの観点から、「取締役会規則」、「組織・業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「リスク管理規程」等に従い、リスク管理の各プロセスにおける業務の文書化等の整備を進めていきます。

(運用状況)

- ・重要案件については、経営会議や取締役会への付議基準に基づき、適切に付議及び決議しています。

### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ①当社は、取締役の効率的な職務執行のために、職務権限と担当業務を明確にします。
- ②当社は、取締役会を毎月1回定時に開催し、必要に応じて臨時に開催することで、機動的な意思決定を行っています。
- ③当社は、全社的経営目標を達成するため、取締役、常勤監査等委員、執行役員を構成員とする経営会議を毎月1回開催します。

(運用状況)

- ・毎月1回、経営会議を開催し、様々な課題に対して迅速に対応し、経営の機動力向上を確保しております。また、取締役会上程議案については、経営会議に付議し、そこでの議論を経て決定しております。
- ・2021年度より独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名報酬委員会を設置し、取締役の指名並びに取締役及び執行役員の報酬等に関する取締役会決議に先んじて諮問を行うことで公平性・透明性・客観性を確保しております。なお、当事業年度の任意の指名報酬委員会の開催回数は2回であります。
- ・2021年度より取締役会の実効性の維持・向上・ガバナンスの高度化を目的として、取締役会の実効性評価を実施しております。なお、当事業年度の評価結果の概要を当社HP上にて開示しております。

### **(5) グループ会社の業務の適正を確保するための体制**

当社は、グループ会社の業務の適正を確保するため、統括責任者を選任し、グループ会社の規模・特性等に応じて次の体制を構築します。

- ①当社は、企業集団全体の情報の保存及び管理を適切に行うため、グループ会社に対し、業務執行に関する事項の報告を求めることができますようにします。
- ②統括責任者は、グループ会社の内部統制の状況について、必要に応じて取締役会に報告します。

- ③グループ会社内に、リスク管理をはじめとする内部統制システムを立案させ、その内容・運営について当社への報告を求めるとともに、必要に応じて改善策を指導します。
- ④当社は、グループ会社と連携し、各社の内部統制の状況を把握したうえで、必要に応じて改善策を指導します。
- ⑤当社の役員をグループ各社の取締役、監査役、執行役員等に充て、グループ経営推進を図り、適正な業務遂行を確認します。
- ⑥当社は、グループ会社の業務執行者の自律的な経営を尊重します。但し、当社が指定する事項については、当社に報告を求めます。
- ⑦当社は、内部監査規程に基づきグループ会社に対する監査を実施します。

(運用状況)

- ・子会社の経営上の重要事項に関しては、当社への事前承認を求め、又は当社への報告を行うように指導しています。そのうち、企業集団全体上の重要な事項は当社経営会議又は取締役会において審議しています。
- ・子会社へ内部通報制度の周知等を行い不正行為の早期発見に努めています。
- ・毎月1回、子会社による定期報告会を開催し、情報共有体制を構築しています。
- ・子会社への取締役の派遣及び「関係会社管理規程」に基づき、子会社の全般的な経営管理を行っております。

**(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項**

- ①監査等委員会から、監査等委員会の職務を補助すべき従業員を置くことを要請された場合には、監査等委員会と協議して設置します。
- ②当該従業員が、他部署の従業員を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとします。
- ③監査等委員会の補助者を置いた場合には、取締役からの独立性を確保するため、人事評価及び人事異動は監査等委員会と協議して行います。

(運用状況)

- ・2024年4月より監査等委員の職務を補助すべき従業員を設置しました。

**(7) グループ会社役職員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

- ①グループ会社役職員は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、当該報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保することとします。また、当社の役員（監査等委員を除く。）は、当社及びグループ会社に以下の事項が発生した場合には、遅滞なく報告するものとします。
  - ・経営上重大な影響を及ぼすおそれのある法律又は財務上に係る諸問題

- ・内部通報窓口への通報
  - ・当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象
- ②監査等委員会に対する前項の報告や通報に関する適正な仕組みを定め、当該報告、通報をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底します。

(運用状況)

- ・主要な会議体には監査等委員の出席を得ているとともに、監査等委員から要求された重要書類は監査等委員の閲覧に供しています。また、監査等委員会等で、監査等委員と会計監査人及び監査室による情報交換の機会を設けています。

## (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員は、必要と認める重要な会議に出席します。
- ②監査等委員は、随時社内の情報を閲覧することができます。
- ③監査等委員は、月1回定時に監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行います。
- ④監査等委員会による監査体制の強化を図るため、公益社団法人日本監査役協会に加入し、情報交換や研修会等に参加します。
- ⑤監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- ⑥監査等委員会は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査等委員会による監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深めます。
- ⑦監査等委員会は、当社の内部監査部門である監査室と緊密な連絡を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求めることができるものとします。

(運用状況)

- ・代表取締役その他の役員又は経営幹部と監査等委員の相互の信頼関係を深める観点から、定期的に各会合を開催し、関係者間での意見交換を行うとともに、監査等委員が各部門の諸課題への取組状況を確認できる体制の構築を図っております。

# 連結注記表

自 2024年1月1日  
至 2024年12月31日

## 【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項】

### 1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

14社

連結子会社の名称

モバイルクリエイト株式会社

REALIZE株式会社

株式会社ケイティーエス

ciRobotics株式会社

株式会社オプトエスピー

株式会社プライムキャスト

株式会社CAOS

沖縄モバイルクリエイト株式会社

株式会社トラン

株式会社M.R.L

Mobile Create USA, Inc.

InfoTrack Telematics Pte. Ltd.

InfoTrack Telematics Pvt. Ltd.

Thai K.T.R Co.,Ltd.

### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、全て連結決算日と一致しております。



### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

- ・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

##### ② 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・ 製品 主に総平均法
- ・ 仕掛品 個別法及び総平均法
- ・ 原材料 主に総平均法

#### (2) 減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

1998年4月1日以降に取得した建物及びレンタル資産並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、それ以外の有形固定資産は定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10～38 年
機械装置及び運搬具	2～17 年
工具、器具及び備品	2～20 年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法によっております。

### (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

### (4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 一部の連結子会社は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- ③ 製品保証引当金 一部の連結子会社は製品販売後の補償費用の支出に備えるため、過去の補償費用実績率を基礎として計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 一部の連結子会社は役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### (5) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、履行義務を充足した後の通常の支払期限は、概ね1～6か月以内であります。

当社グループは、収益の認識時期を区分することにより、収益をフロービジネスとサブスクに分解しております。フロービジネスとは、製品、装置及びシステム販売等による売り切り型の収益であり、サブスクとは、製品、システム及びアプリケーション等の継続的な利用に対するサービスの提供によるリース、レンタル、利用料等の収益です。

#### ① IoT

##### a フロービジネス

###### (i) システム受託開発契約

バスロケーションシステム、ペイメントシステム、その他システム受託開発については、顧客との間でシステム開発の請負契約を締結しており、主な履行義務は顧客の仕様に基づくシステム開発であります。

当該システム受託開発については、顧客の利用目的に応じたカスタマイズが含まれており、義務を履行するにつれて別の用途に転用することができない資産が生じ、進捗した部分に対する対価を受取る強制力のある権利を有することから、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各連結会計年度の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。ただし、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(ii) 製品の販売

IP無線機、決済端末、その他通信機器のIoTデバイスの販売については、主な履行義務は製品の引渡し及び機器の取付けであり、当該履行義務は、製品の引渡し及び機器の取付けが完了し顧客が検収した時点で履行義務が充足されるため、顧客の検収完了時点で収益を認識しております。

b サブスク

(i) 月額利用契約

IoTデバイスに基づく動態管理システム、バス運行管理システム、タクシー配車システム、決済システム等における運用、保守サービスの利用については、顧客との間で月額のサービス利用契約を締結しており、主な履行義務は契約期間にわたるシステムの利用及び保守サービスの提供であります。当該履行義務は、契約期間にわたり時の経過につれて履行義務が充足されるため、契約期間にわたって収益を認識しております。

(ii) ファイナンス・リース取引

タクシー配車システム、ホテルマルチメディアシステム等における、IoTデバイスとシステム利用サービスを一体とした月額定額制モデルについては、サービス利用契約に基づきリース取引に関する会計基準等を適用し、リース料受取時に売上高を計上しております。

② マシーン

フロービジネス

請負契約

半導体関連製造装置、金型、自動車搭載品関連製造装置、搬送ロボットの製造販売については、主に顧客との間で請負契約を締結しており、主な履行義務は顧客の仕様に基づく製品の製造販売であります。

当該製品の製造販売については、顧客の利用目的に応じたカスタマイズが含まれており、義務を履行するにつれて別の用途に転用することができない資産が生じ、進捗した部分に対する対価を収受する強制力のある権利を有することから、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各連結会計年度の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。ただし、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

## (6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。

## (7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### ① 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結会社は従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

### ② 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

#### 譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役及び執行役員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

## 【収益認識に関する注記】

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					
	IoT			マシン		
	フロー ビジネス	サブスク	計	フロー ビジネス	サブスク	計
顧客との契約から 生じる収益	3,757	3,115	6,873	3,546	—	3,546
その他の収益	—	1,533	1,533	—	—	—
外部顧客への売上高	3,757	4,649	8,407	3,546	—	3,546

	合計			調整額	合計
	フロー ビジネス	サブスク	計		
顧客との契約から 生じる収益	7,304	3,115	10,420	—	10,420
その他の収益	—	1,533	1,533	62	1,596
外部顧客への売上高	7,304	4,649	11,954	62	12,016

(注)その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく収入等であります。

また、調整額は不動産賃貸収入であります。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項】3. 会計方針に関する事項(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,505
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,993
契約資産（期首残高）	3,354
契約資産（期末残高）	1,909
契約負債（期首残高）	162
契約負債（期末残高）	268

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「受取手形、売掛金及び契約資産」に、契約負債は流動負債の「その他」に含まれております。

契約資産の主な内容は、システム受託開発契約及び請負契約において発生原価をもとに進捗率を計算して収益を認識したことによって生じた債権であります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債の主な内容は、顧客との契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、履行義務を充足した時点で収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において契約資産が1,445百万円減少した主な要因は、マシンにおいて長納期案件の減少に伴い、期末日時点での仕掛中案件が減少したことによるものであります。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(主に、取引価格の変動)の額に重要性はありません。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

フロービジネスのうちIoTについては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、マシンについては、当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額が、1,142百万円あります。当該残存履行義務について、1,096百万円は1年以内に、46百万円は1年超2年以内に履行される見込みです。

サブスクについては、連結子会社では、サービスを提供するために顧客と一定期間の契約を締結し、履行が完了した部分に対する金額を請求しております。当該会社では、現在までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額について顧客から受け取る権利を有していることから「収益認識に関する会計基準の適用指針」第19項に従って、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。従って、収益認識会計基準第80-22項(2)の定めを適用し、当該契約について、残存履行義務に配分した取引価格を注記の対象に含めておりません。

## 【会計上の見積りに関する注記】

### 1. 株式会社プライムキャストに係るのれんの評価

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

株式会社プライムキャストに係るのれん 98 百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ① 算出方法

企業結合により識別したのれんについて、「固定資産の減損に係る会計基準」等に従い、減損の兆候の有無を検討しております。また、減損の兆候があると認められる場合、のれんが帰属する資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損損失の認識要否を判定しております。減損の兆候には、営業活動から生ずる損益等の継続的なマイナス、経営環境の著しい悪化、株式取得時の事業計画との乖離等が含まれます。

株式会社プライムキャストは、当連結会計年度において、事業環境の変化等により株式取得時の事業計画と比較して収益性が低下したため、同社を取得した際に識別したのれんを含む固定資産に減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額がのれんを含む資産グループの帳簿価額を上回っているため、減損損失の計上は不要と判断しております。

##### ② 主要な仮定

株式会社プライムキャストの翌年度予算及び事業計画に基づき割引前将来キャッシュ・フローを見積っております。割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、将来における売上高及び営業費用の見通しであります。

##### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、予算及び事業計画に基づく将来キャッシュ・フローとキャッシュ・フローの実績に乖離が生じた場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 投資有価証券（債券）の時価評価

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(連結貸借対照表)	
投資有価証券（債券）	0 百万円
(連結損益計算書)	
投資有価証券評価損	1,693 百万円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 算出方法

債券については、その他有価証券に分類し時価をもって計上しております。入手できる情報に基づき算定した時価が取得価額と比較して50%以上下落した銘柄については「著しく下落した」ものとし、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行っております。

#### ② 主要な仮定

債券の評価において、不確実性を反映した元本返済見込額に基づくキャッシュ・フロー及び満期までの期間を考慮して時価を算定し、評価減の要否を判定しております。将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は債券発行者の返済能力及び割引率であります。

#### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

発行者の将来の財政状態及び経営成績により、元本返済見込額に基づくキャッシュ・フローが当期末の見積りから変動した場合には、投資有価証券の時価評価を通じて翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。



### 3. 営業債権等の評価

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

受取手形、売掛金及び契約資産	3,902	百万円
流動資産（その他）	200	百万円
貸倒引当金（流動）	△72	百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ① 算出方法

貸倒引当金の見積りに際し、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 主要な仮定

貸倒懸念先に対する回収可能額の見積方法としてキャッシュ・フロー見積法を採用している場合、事業計画等に基づくキャッシュ・フローを見積ったうえで引当要否を判定しております。事業計画等に基づく将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、得意先の将来におけるマーケット成長率や生産能力を考慮した売上高及び営業費用の見通しであります。

##### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

得意先の業績が事業計画通りに進捗せず得意先の将来事業計画に基づくキャッシュ・フローの見積りとキャッシュ・フローの実績に乖離が生じた場合には、営業債権等に対する貸倒引当金の計上を通じて翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

## 【連結貸借対照表に関する注記】

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	643	百万円
土地	516	百万円
計	1,159	百万円

#### (2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	136	百万円
長期借入金	397	百万円
計	534	百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

3,456 百万円

### 3. 保証債務

Thai K.T.R Co.,Ltd.への金融機関からの出資に対する保証 4 百万円 (1 百万バーツ)

(注) 外貨建保証債務は期末日現在の為替レートで円換算しております。

## 【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	31,393,015 株	81,300 株	— 株	31,474,315 株

(注) 普通株式の増加は譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加であります。

### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	1,218,496 株	138 株	— 株	1,218,634 株

(注) 普通株式の増加は単元未満株式の買取りによる増加であります。

### 3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第2回新株予約権	普通株式	1,299,900	—	1,299,900	—	—
	第3回新株予約権	普通株式	500,000	—	500,000	—	—
	第4回新株予約権	普通株式	500,000	—	500,000	—	—
	第5回新株予約権	普通株式	—	1,500,000	—	1,500,000	2
	第6回新株予約権	普通株式	—	1,500,000	—	1,500,000	0
	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	121
合計			2,299,900	3,000,000	2,299,900	3,000,000	125

(注) 第2回乃至第4回新株予約権の目的となる株式の数の減少は、失効によるものであります。また、第5回乃至第6回新株予約権の目的となる株式の数の増加は、発行によるものであります。

### 4. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月26日 定時株主総会	普通株式	150	5.00	2023年12月31日	2024年3月27日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	資本剰余金	151	5.00	2024年12月31日	2025年3月31日

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産並びにリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、月次で担当役員へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。また、与信管理規程等に従い、取引先の信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

投資有価証券は、主に株式、債券であり、純投資目的及び取引先との資本提携等を含む事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。非上場株式等については発行体の財務状況等を、上場株式については定期的に時価を把握し、継続的なモニタリングを行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1～5ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。主に固定金利による調達により、金利の変動リスクを抑制しております。

転換社債型新株予約権付社債は、スタートアップ企業への成長投資を目的とした資金調達であり、金利は無利息であります。

なお、外貨建の営業債権・営業債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、少額のためヘッジ等を講じておりません。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) リース投資資産	1,463	1,449	△13
(2) 投資有価証券 その他有価証券	796	796	—
(3) 長期未収入金 貸倒引当金（注3）	880 △7		
	872	872	—
資産計	3,132	3,118	△13
(1) 長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	2,938	2,920	△17
(2) 転換社債型新株予約権付社債	500	495	△4
負債計	3,438	3,415	△22

（注1）「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度
非上場株式	33 百万円

（注3）長期未収入金に係る貸倒引当金を控除しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	796	—	0	796
長期未収入金	—	870	—	870
資産計	796	870	0	1,666

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上していない金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	—	1,449	—	1,449
長期未収入金	—	2	—	2
資産計	—	1,452	—	1,452
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	2,920	—	2,920
転換社債型新株予約権付社債	—	495	—	495
負債計	—	3,415	—	3,415

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

### リース投資資産

時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、債券は不確実性を反映した元本返済見込額に基づくキャッシュ・フロー及び満期までの期間を考慮して現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

### 長期未収入金

主に退職給付制度終了に伴い発生した債権であり、当該時価については、運用会社から提示される基準価格等により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 転換社債型新株予約権付社債

時価については、元利金の合計額を同様の資金調達を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報レベル3に該当する金融商品に重要性がないため、記載を省略しております。

## 【関連当事者との取引に関する注記】

### 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有)割合	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	阿知波 孝典	当社取締役 株式会社匠 代表取締役社長	(被所有) 直接 0.06% (注1)	株式会社匠発行 の転換社債の引 受(注2)(注3)	1,026	投資有価証券 (注3)	0
				製品の販売、シ ステム開発の受 託(注2)(注4)	365	受取手形、売掛 金及び契約資産 (注5) 流動資産その他 (差入保証金) (注5)	219
						流動資産その他 (差入保証金) (注5)	200
役員及びそ の近親者が 議決権の過 半数を所有 している会 社等	株式会社MIRAI	不動産の管理、 有価証券の保有	—	固定資産の譲渡 (注6)	4,709	流動資産その他 (未収入金)	60
				固定資産売却益 (注6)	212		

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社は株式会社匠の議決権14.52%を直接保有しております。

(注2) 阿知波孝典が第三者（株式会社匠）の代表者として行った取引であります。

(注3) 双方協議の上、取引条件を決定しております。金利は無利息であります。なお、当連結会計年度の連結損益計算書において、投資有価証券評価損1,693百万円を特別損失に計上しております。

(注4) 販売価格及びその他の取引条件は、市場価格等を勘案して、価格交渉の上決定しております。

(注5) 債権残高に対して貸倒引当金を計上しておりません。

(注6) 固定資産の譲渡については、不動産鑑定評価額に基づき双方協議の上、契約した価格によっております。

## 【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	265	円	87	銭
1株当たり当期純損失	46	円	72	銭

# 個別注記表

自 2024年1月1日  
至 2024年12月31日

## 【重要な会計方針】

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- ・関係会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- ・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

### 2. 減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法（ただし、建物は定額法）によっております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	13～31 年
工具、器具及び備品	3～15 年

- ② 無形固定資産

- ・自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。



#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に連結子会社からの経営指導料、業務委託料及び受取配当金であります。経営指導料及び業務委託料については、子会社への契約内容に応じた受託業務の提供を通じて、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたり当該受託業務の提供に応じて収益を認識しております。

また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役及び執行役員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

#### 【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、個別注記表「【重要な会計方針】

4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 【会計上の見積りに関する注記】

### 1. 関係会社株式の評価

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(貸借対照表)

関係会社株式 7,771 百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ① 算出方法

市場価格のない株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、関係会社の財政状態が悪化もしくは超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行うこととしております。

##### ② 主要な仮定

関係会社株式の実質価額の回復可能性の見積りにおける主要な仮定は、翌年度予算及び事業計画に含まれる売上高予想や中期経営計画の見積期間を超える期間の成長率であります。

##### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

翌年度予算及び事業計画は、主として受注の拡大や市場の成長率に影響を受けます。翌年度予算及び事業計画における利益水準と実績に乖離が生じた場合には、翌事業年度以降の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

### 2. 投資有価証券（債券）の時価評価

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(貸借対照表)

投資有価証券（債券） 0 百万円

(損益計算書)

投資有価証券評価損 1,693 百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表【会計上の見積りに関する注記】2. 投資有価証券（債券）の時価評価」に記載した内容と同一であります。

## 【貸借対照表に関する注記】

### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

20 百万円

### 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 103 百万円

短期金銭債務 24 百万円

## 【損益計算書に関する注記】

### 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 1,404 百万円

販売費及び一般管理費 58 百万円

営業取引以外の取引による取引高 490 百万円

## 【株主資本等変動計算書に関する注記】

### 自己株式の種類及び数

自己株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式	1,218,496株	138株	一株	1,218,634株

(注) 普通株式の増加は単元未満株式の買取りによる増加であります。

## 【税効果会計に関する注記】

### 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産

株式報酬費用 66 百万円

投資有価証券評価損 607 百万円

その他 9 百万円

---

繰延税金資産小計 683 百万円

評価性引当額 △677 百万円

---

繰延税金資産合計 6 百万円

**【関連当事者との取引に関する注記】**  
**子会社等**

(単位：百万円)

種 類	会社等の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	モバイル クリエイト 株式会社	所有 直接100%	経営指導 業務代行 資金の貸付 役員の兼任 出向者の受入	経営指導料の受取(注1)	493	未収入金	45
				業務代行手数料の受取 (注1)	87	—	—
				出向者給与の支払(注2)	285	—	—
				資金の貸付(注3)	—	関係会社短期貸付金	580
						1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	59
						関係会社長期貸付金	55
子会社	REALIZE 株式会社	所有 直接100%	経営指導 業務代行 資金の貸付 役員の兼任 出向者の受入	貸付金の返済(注3)	359		
				利息の受取(注3)	4	未収入金	0
				経営指導料の受取(注1)	299	未収入金	27
				業務代行手数料の受取 (注1)	24	未収入金	2
				出向者給与の支払(注2)	165	未払金	16
				資金の貸付(注3)	—	関係会社短期貸付金	—
子会社	株式会社 ケイティー エス	所有 直接100%	経営指導 資金の貸付 役員の兼任	貸付金の返済(注3)	5,419		
				利息の受取(注3)	7	—	—
				経営指導料の受取(注1)	197	未収入金	18
				資金の貸付(注3)	646	関係会社短期貸付金	324
						1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	264
						関係会社長期貸付金	435
子会社	ciRobotics 株式会社	所有 直接100%	資金の貸付	貸付金の返済(注3)	543		
				利息の受取(注3)	6	未収入金	0
				資金の貸付(注3)	30	関係会社短期貸付金	120
			利息の受取(注3)	0	未収入金	0	

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 経営指導料及び業務代行手数料については、業務内容及び業績等を参考にした契約に基づいた取引をしております。

(注2) 出向者に対する給与の支払いは契約をもとに決定しております。

(注3) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しており、返済条件は貸付期間及び財務状況を勘案し決定しております。なお、担保は設定しておりません。

#### 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	氏名	事業の内容 又は役職	議決権の所有 (被所有)割合	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	阿知波 孝典	当社取締役 株式会社匠 代表取締役社長	(被所有) 直接 0.06% (注1)	株式会社匠発行の 転換社債の引受 (注2)(注3)	1,026	投資有価証券 (注3)	0

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社は株式会社匠の議決権14.52%を直接保有しております。

(注2) 阿知波孝典が第三者（株式会社匠）の代表者として行った取引であります。

(注3) 双方協議の上、取引条件を決定しております。金利は無利息であります。なお、当事業年度の損益計算書において、投資有価証券評価損1,693百万円を特別損失に計上しております。

#### 【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	193 円 65 銭
1株当たり当期純損失	48 円 71 銭